

各労働組合、団体 御中

2016年5月

建交労京王新労働組合支援共闘会議

議長 伊藤 潤一

全日本建設交通一般労働組合東京都本部

執行委員長 松田 隆浩

同、京王新労働組合支部

執行委員長 佐々木 仁

## 京王バス小金井事件の公正命令を求める団体署名のお願い

京王新労組は2001年に京王電鉄株式会社と京王電鉄労組（連合）が、大幅な労働条件変更を伴うバス部門分社化に合意したため、これに反対する労働者で結成し、連合労組が労働組合の役割を放棄する中、労働組合本来の運動を繰り広げてきました。

ところが京王電鉄（株）とその支配下にある京王グループ各社は、京王新労組を敵視し、2002年8月の分社化強行直後に、京王新労組組合員に不当な自宅待機命令を発し賃金を支払わないという差別攻撃を行ってきました。この争議は2004年12月に東京高等裁判所での「和解」で職場復帰・金員の支払いなど全面勝利解決しました。

ところが、会社はその後も京王新労組の組合員に対して、隔離・処罰・脱退教唆・一時金不支給・再雇用拒否などの攻撃を続け、組合結成以来、昇進者が一人もいないという賃金差別を続けてきました。また、そのバス職場では長時間不規則・過密労働と強権的労務支配によって過労死や事故が多発しています。

こうしたなかで、京王新労組は2009年に東京都労働委員会に不当労働行為救済申立を行いたたかってきましたが、2013年6月に不当命令（一部救済）が出され、中央労働委員会に再審査申立を行いたたかってきたものです。

この中労委での審問は2016年2月29日に証人尋問が終了し、5月31日までに最終準備書面提出・結審となり年内にも命令交付の見通しとなっています。

こうした経過から、中央労働委員会に対して、標記「公正命令を求める団体署名」に取り組むこととしました。貴労組、団体のご協力を心より要請する次第です。

### 記

- 1、別紙、京王バス小金井事件の「早期公正命令を求める団体署名」にご協力下さい。  
尚、署名は支部・分会・青年部・女性部などまで広げていただけると幸いです。
- 2、署名の集約日は、第1次・2016年8月末日。第2次・11月末日とします。
- 3、署名の返信は添付の封筒を利用いただき、恐れ入りますが切手代はカンパでお願いします。

### <郵送先>

〒135-0083 東京都江東区門前仲町1-20-3 東京建設自労会館7階  
建交労・京王新労組支援共闘会議  
TEL: 03-3820-8644 FAX: 03-3820-8646

中央労働委員会  
会長 諏訪 康雄 殿

中労委 平成25年(不再)第44号(京王バス小金井外不当労働行為事件)

## 早期公正命令を求める団体署名

標記事件について都労委命令の誤りを正し、早期に公正命令を下していただきたく要請いたします。

2016年2月29日の中央労働委員会証人尋問において、会社の内部資料である甲第245号証によって会社の組合差別意思が明白に立証されました。この会社内部資料には「中央線の線路に突き落として下さい」なる引継ぎ文書が含まれており、会社が組合を敵視し、その弱体化を図ってきたことは明らかです。

都労委命令は、会社主張を容認して本件差別の不当労働行為性を否定しました。その誤りは以下のように明らかです。

第1に、本件では差別の不当労働行為性を否定するべき会社側の主張立証責任が果たされていません。また、京王新労組結成後に発生した賃金・昇格差別が顕著であり、それが組合間差別であることがきわめて明確であるにもかかわらず、都労委命令は不当労働行為認定の枠組みである大量観察方式の適用を誤って賃金・昇格差別の不当労働行為を否定しました。

第2に、本件では、会社が京王新労組の結成直後からこの組合を明確に嫌悪し、様々な団結権侵害を重ねてきたにもかかわらず、都労委命令は、その認定・判断を怠り、会社の不当労働行為意思を看過しています。

また、本件では、賃金規程を改定し、不当な組合間差別を生じさせるべく昇給、昇格基準や評価制度を導入したのですが、その導入に際しても、京王新労組を無視し、説明・協議を怠ったものであり、この点においても、会社の不当労働行為意思は明確であるにもかかわらず、都労委命令はその認定・判断を怠っています。

第3に、格差を生じさせた会社の評価制度はきわめて不合理であり、会社の主張・立証によっても合理性が何ら明らかにされていないにもかかわらず、都労委命令は、会社の主張を鵜呑みにして、これを容認しました。

第4に、本件賃金・昇格差別は、継続する行為であり、現在生じている大幅な格差が一挙的に是正されなければ、団結権侵害の救済にはきわめて不十分であるにもかかわらず、都労委命令は、きわめて形式的に判断して、救済るべき期間を1年間に限定しようとしており誤りです。

以上の都労委命令の誤りを正し、速やかに救済命令を下していただくよう要請いたします。

201 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

団 体 名 \_\_\_\_\_ ㊞

代 表 者 \_\_\_\_\_